【医療に対するわたしの希望】事前指示書について

当センターでは、患者さんの医療に対する意思形成を支援する活動を行っています。 この【医療に対するわたしの希望】は、事前指示書と呼ばれているものです。

医療では、患者さんの思いがうまく伝えられなくなった時に、特に「生命維持処置をしなければ比較的短期間で死に至るであろう不治で回復不能の状態」になった際の本人の意向が分からず、ご家族や医療スタッフが判断に困ることがありました。

この【医療に対するわたしの希望】は、将来ご自身が意思をうまく伝えられなくなった時に、どのような医療を希望されるのかをあらかじめ記載することで、ご自身の望む人生の終末期を過ごしていただくためのものです。

またこれを記載する事によって、ご自分の生き方について考える機会になって頂ければと 思います。

【医療に対するわたしの希望】の記載について

- あなたが受ける医療についての希望を、<u>ご自身で記載し</u> てください。
- ご家族にもこの文書の内容をお話しておいて下さい。
- 記載されましたら医療スタッフに見せて下さい。
- 病院のカルテにも記録として残します。
- 原本はご自分で保管しておいて下さい。
- この希望はいつでも修正・撤回できます。
- この書類に法的な効力はありません。
- 希望を確実にするには、医師による指示書が必要です。





2017年6月 関西医科大学総合医療センター 臨床倫理委員会

【医療に対するわたしの希望】

思いが自分でうまく伝えられなくなった時に医療が必要になった場合、以下のことを希望します。

お名前	日付	年	月			
変更・更新日						
1. わたしの医療について、以下の情報を参照してください						
◆ かかりつけ医療機関①						
<u>名称:</u>	<u>担当医:</u>					
電話番号:						
● かかりつけ匠庵機即②						
◆ かかりつけ医療機関②						
名称:	<u>担当医:</u>					
電話番号:						
	_					
● これまでかかった病気(既往歴)						
	医療機関:					
歳	医療機関:					
	医療機関:					
歳 病名:	医療機関:					
● 定期内服薬						

2. わにしの医療について、以下	カカム伯談して決り 	りて下さい(医療代理人の選任)
① <u>お名前</u>	ご関係	電話番号
 ご住所		
② <u>お名前</u>	ご関係	電話番号
<u>ご住所</u>		
3. 医療に対して以下の希望があり (項目にチェック✔を入れる、また		
① 病気や治療方針について □ 私にも病気についてしっかり □ 可能であれば、病気の標準治療 □ 標準治療よりも、痛みなどの処 □ 自然のままでいたいので、で □ 上記 2. の方と相談して治療の	療とされる治療を行 症状を和らげる治療 きるだけ治療は行れ	療(緩和ケア)を優先して下さい。 わないで下さい。
② ケアに関する希望について □ 可能であれば、人生の終末期に □ 私の家族や友人が、できるだに □ 可能な時は、好きなものを食べるの他の希望(け付き添っていられ	
栄養補給、胃ろうによる栄養補給、	どによる心肺蘇生、 、輸血、人工透析な	、人工呼吸器の装着、胃チューブによるなど』 など』 らには、医師による指示書が必要です。)
希望しない医療		

【医療に対するわたしの希望】の項目の説明

2. 医療代理人(代理判断者)には、本人の性格・価値観・人生観等について十分に知り、 その意思を推定することができる方が適任です。

3. - ① 病気の治療方針について

● 必要な時には、緩和ケアを受けることによって痛みやその他の苦痛を抑え、心身のつら さを最小限にして過ごすことが出来ます。

3. - ③ 具体的な医療について

心肺停止時の心臓マッサージなどによる心肺蘇生

- 心肺蘇生とは、死が迫ったときに行われる、心臓マッサージ、電気的除細動、気管挿管、 気管切開、人工呼吸器の装着、昇圧剤の投与などの医療行為をいいます。
- 心肺蘇生は体への負担の大きい処置ですが、成功すると心臓の動きが再開し、呼吸もできるようになります。呼吸が十分でない場合、気管挿管をして人工呼吸器をつけます。 気管切開を行う必要性のある事があります。血圧が低い場合、昇圧剤を用います。

人工呼吸器の装着

● 呼吸が十分でない時に行います。口から呼吸器に管を入れ、機械により肺を動かす、または呼吸の補助を行います。

胃チューブによる栄養補給

● 鼻から胃にチューブを入れ、栄養を補給します。鼻やのどの違和感がありますが、食事が飲み込めない時に胃や腸に栄養剤や水分を送ることが出来ます。状態によって、栄養剤や水分が口の中に逆流して肺炎を引き起こすことがあります。

胃ろうによる栄養補給

● お腹から胃にチューブを入れ、栄養を補給します。局所麻酔をして、内視鏡を用いて、 お腹から胃に向かったチューブを入れる処置(経皮内視鏡的胃ろう造設術)を受ける必 要があります。胃チューブに比べると一般的に不快感が少なく、管理しやすい方法です。

輸血

● 貧血の改善のために、管理された血液を点滴します。肝炎ウイルスなどの感染の可能性があります。

人工透析

● 腎臓の機能が低下した時に行います。静脈に点滴チューブを通し、血液透析の器械を用いて血液から老廃物を除去する治療法です。検査結果により回数や時間が変わります。 長時間の同じ姿勢を保つことが必要です。合併症として血圧の変動などがあります。

4. 思いがうまく伝えられなくなった時に、臨床研究への参加について

- 臨床研究への参加のご希望をお尋ねします。
- 臨床研究とは、病気の予防・診断・治療について原因、改善、向上を検討する目的に行う研究です。臨床研究の内容によっては、ご自身にとって有益である可能性がある研究もありますが、ご自身への利益が特にない研究もあり、さらには望ましくない効果が出てくる可能性のある研究もあります。
- 参加する事が出来るのは、関西医科大学または関西医大総合医療センターにて倫理的な 審査を受け、承認された臨床研究に限ります。

臨床研究に

□ 参加したい □ 参加したくない

臨床研究への参加を希望される場合、以下の注意点があります。

- 家族などの代理判断者の同意があった場合にのみ、参加することが出来ます。
- 代理判断者は、ご本人の性格・価値観・人生観等について十分に知り、その意思を推定することができる方となります。
- 実際の臨床研究に参加する前に、ご本人の意向を再度うかがいます。同意が困難であっても、おおむねの賛同(アセント)を得るようにします。説明時に、ご本人が明らかに 拒否される場合には臨床試験に参加することができません。



【医療に対するわたしの希望】Q&A

【医療に対するわたしの希望】事前指示書について、よくある質問に対する回答です。 参考にして下さい。

Q1.【医療に対するわたしの希望】とエンディングノート、リビングウィル、アドバンス・ケア・プランニングとは違うものですか?

A1. 似ているところが多くありますが、同じものではありません。

エンディングノートは、終末期や死後の手続きを勧める際に必要となる情報を残す ものとされています。内容には、一般的に生年月日、家系図、学歴、親族や関係者の 住所、資産について、残された方へのメッセージ、などが含まれます。

リビングウィルは、終末期に受ける医療について具体的な希望や拒否などの意向を示すものです。事前指示(アドバンス・ディレクティブ)では、同じ内容を含みますが、さらに代理に判断する人(医療代理人)を指定することが含まれます。

アドバンス・ケア・プランニングは、意思決定能力の低下した時に備えた取り組み 全体を指します。その中には、事前指示書の作成も含まれます。

【医療に対するわたしの希望】は事前指示(アドバンス・ディレクティブ)と呼ばれるものです。判断能力のある成人が将来、自分(本人)の意思決定能力が低下した、または消失した時に備えて、自分が受ける医療について希望や拒否などの意向を示しておくものです。

Q2. 【医療に対するわたしの希望】はどのような方が対象となりますか?

A2. 【医療に対するわたしの希望】は成人であれば誰でも作ることが出来ます。 おおよそ75歳以上の方には作ることをお勧めします。ただ、こられの方に限るわけではありません。

Q3. 上記にあたる人は必ず作らなければならないですか?

A3. いいえ、そうではありません。 ご本人の希望で作って下さい。

Q4. 相談する方(代理人)は必ず代理人としての役割を果たさければいけませんか?

A4. 果たすべき義務とまでは言えません。

日本では事前指示書の法的な効力はありません。従いまして、思いを託すあなたと 託される方の信頼関係が重要となります。もしも代理人の健康上の問題があり、代理 人としての役割が困難となった場合には、そのことを医療スタッフにお伝え下さい。

Q5. 【医療に対するわたしの希望】の内容は修正・撤回できますか?

A5. できます。

定期的に見直すことや、病気などの状態が変わった時などに見直すことをお勧めします。修正された場合は、医療スタッフに見せて下さい。

Q6. 【医療に対するわたしの希望】と家族の意見が正反対の場合、どうなりますか?

A6. 【医療に対するわたしの希望】を作成するこの機会に、ご本人が希望される生き方についてできる限りご家族と話し合ってみてください。『どうして、そうしたいのか』『大事に思っていること』など、お気持ちやお考えを伝え、ご家族にもその思いを共にされていることが望ましいです。

それでもご家族との意見が合わなかった場合には、原則的にご本人の意思が尊重されます。ただし、予想外のことが発生した場合は、指定された相談する方(医療代理人)と医療者がご本人の推定的意思に沿って相談し、医療やケアを進めていくことになります。

Q7. ほかの病院でも使っていいですか?

A7. 構いません。

あなたの【医療に対するわたしの希望】を伝えるために使用されるのであれば特に制限はありません。具体的な医療に対する希望については、そこでの医療スタッフと、よくご相談ください。